

令和8年4月

各 学 校 医 様
各 学校歯科医 様
各 学校薬剤師 様

札幌市教育委員会学校教育推進課

マイナンバー制度に伴う個人番号の提供のお願い

マイナンバー制度に伴い、源泉徴収票及び給与支払報告書に、給与の支払いを受ける方の個人番号（マイナンバー）を記載することとなります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は札幌市の非常勤職員として委嘱させていただいており、報酬は給与所得としてお支払いしますので、以下の事務に利用するため、皆様のマイナンバーを届け出ていただく必要があります。

源泉徴収票（給与支払報告書）作成事務

そこで、御本人の番号確認書類及び身元確認書類のコピーを、同封の返信用封筒に入れ、郵便局窓口にて「簡易書留」により郵送していただきますようお願いいたします。なお、下記の書類をお持ちでない場合は、担当者にご相談ください。

提供いただいたマイナンバーについては、上記の目的以外で利用いたしません。

記

1 番号確認書類

○以下のうちいずれか1つのコピー

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）
（H28.1月以降、申請により発行される、プラスチック製のカード）
（両面のコピーを提出してください。）
- ② 通知カード（H27.10月以降に郵送される、紙製のカード）
- ③ 個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
※上記①を提出される方は、下記身元確認書類のコピーは不要です。

2 身元確認書類

○以下のうちいずれか1つのコピー

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、写真付き身分証明書、写真付き資格証明書

○上記が困難な場合、以下のうちいずれか2つのコピー

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

3 提出方法等

同封の返信用封筒に入れて、郵便局窓口にて「簡易書留」により札幌市教育委員会教育推進課保健係宛て郵送して下さい。

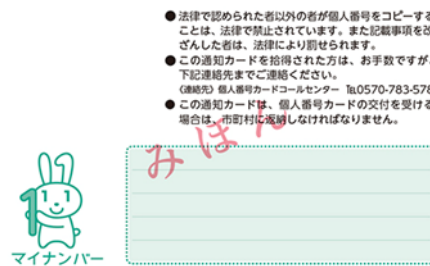
【提出期限】令和8年6月30日までに提出をお願いいたします。

4 参考（提出していただくのは実物ではなく、コピーです。）

○通知カード

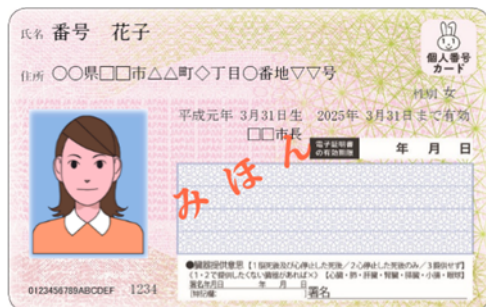


【おもて】



【うら】

○マイナンバーカード（個人番号カード）



【おもて】



【うら】

5 提出いただいた番号確認書類等の取り扱い

(1) 事務取扱責任者・担当者

○事務取扱責任者：札幌市教育委員会学校教育部長

○事務取扱担当者：札幌市教育委員会学校教育部教育推進課保健係職員、生涯学習部総務課庶務係職員

(2) 保管、利用、廃棄の取り扱い

○管理台帳等を作成し、マイナンバーの取扱状況を記録します。

○提供いただいた番号確認書類及び身元確認書類は、施錠できるキャビネット、金庫等で保管します。

○マイナンバーを源泉徴収票等に記載する必要がある場合には、利用日・内容等を記録します。

○法令上の保存期間経過後は、提供いただいた書類は復元不可能な手段により速やかに廃棄します。